

京都市告示第505号

京都市子育て支援総合センターこどもみらい館条例第3条ただし書の規定に基づき、京都市子育て支援総合センターこどもみらい館に置く子育て図書館を次のとおり臨時に休館します。

令和4年11月30日

京都市長 門川 大作

休館する期間 令和5年1月31日（火）から同年2月9日（木）まで

（子育て支援総合センターこどもみらい館総務課）